

# 犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備等に関する指針

## 第1 通則

### 1 目的

この指針は、福岡市犯罪のない安全で住みよいまちづくり推進条例（平成25年福岡市条例第65号）第19条第1項の規定に基づき、学校等における施設の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すことにより、乳児、幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

### 2 防犯の基本原則

学校等における児童等の安全を確保するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について検討し、学校等の施設の設計、改善及び整備を行うものとする。

#### (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

周囲からの見通しを確保し、多くの人の目に自然に届くような環境を作ることにより犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

#### (2) 防犯意識の向上（領域性の強化）

学校等の管理者等の防犯意識の向上を図り、学校等の施設における環境の維持管理を行うことにより、犯罪の防止に配慮した領域を確保する。

#### (3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

学校等の配置計画や動線計画の工夫等により、犯罪企図者の動きを限定し、敷地内や建物内等への接近や侵入を防ぐ。

#### (4) 部材や設備等の強化（被害対象の強化）

犯罪企図者が学校等の敷地内に侵入できない、又は侵入に時間を要する窓や扉にすることにより、犯罪企図者の犯行を断念させ、被害を回避する。

### 3 基本的な考え方

#### (1) 指針の適用

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して、学校等における施設の整備及び管理に当たり防犯上配慮すべき事項を示すとともに、その取組を促すものである。

指針の適用に当たっては、関係法令を遵守のうえ、犯罪の発生状況、児童等の発達段階、地域の実情等に配慮するものとし、全ての場合において一律に適用するものではない。

## **(2) 指針の見直し**

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## **第2 配慮すべき事項**

### **1 学校等における児童等の安全確保**

#### **(1) 不審者の侵入防止対策の強化**

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

ア 敷地内において死角となる場所が少なくなるような各建物等の配置計画とすること。

イ 職員室、事務室等の配置に当たっては、不審者の侵入防止、死角の排除、緊急時の即応等を可能にするよう配置すること。

ウ 敷地を柵等により区分するなど、隣接建物等からの侵入防止対策を行うこと。

エ 接地階に位置する教室、廊下等の窓・出入口については、容易に破壊されにくいものとするよう留意するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ、的確な施錠管理を行うこと。

オ 学校等の施設開放を行う場合は、開放部分と非開放部分とを明確に示すこと。

カ 来訪者を入口・受付に誘導する立札・看板を設置すること。

キ 来訪者にリボンや名札等の着用を要請すること。

ク 来訪者に対し声掛けを行うこと。

ケ 建物の配置上、やむを得ず死角となる場所については、定期的なパトロールの実施等の対応を取ること。

#### **(2) 防犯カメラの設置**

不審者の侵入防止や侵入者による犯罪の抑制等を目的とし、学校等や地域の状況により、記録装置を備えた防犯カメラを設置するとともに、防犯カメラ作動中であることを表示すること。

### (3) 通報システムの設置

#### ア 通報装置

緊急事態発生時に、校内各教室、校長室、職員室、事務室相互間や、警察、消防への連絡等が迅速に行えるよう、学校等や地域の状況により、普通教室等の児童等が常時活動する場所に、インターホンや電話等の通報装置を設置すること。

#### イ 連絡設備

園内・校内の児童等、教職員等に緊急事態の発生とその具体的内容、とるべき処置等を迅速に伝達するため、学校等や地域の状況により、園内・校内連絡設備を整備すること。

### (4) 設備・機器等の維持管理

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような設備・機器等の維持管理に努めるものとする。

#### ア 校門、囲障、窓、出入口、錠

#### イ 警報装置、通報機器、照明設備等

## 2 その他

学校等の施設及び複合化する施設のそれぞれの専用部分、共用部分について、それらの領域を明確化するとともに、その防犯対策に関する責任の所在や役割分担について明確にしておくこと。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

附則

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日より施行する。